

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

住所地の自治会長が毎月自宅に来て、国民年金保険料と国民健康保険料を徴収していた。国民年金保険料は私と妻の分を納付してきたが、昭和50年1月から同年3月までの期間が未納とされている。

上記期間についての領収書は無いが、妻と一緒に納付し続けてきたのに、私だけが未納とされていることに到底納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月間と短期間であり、申立人の国民年金の加入期間は申立期間を除き国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市では、昭和36年5月から納付組織（自治会）による国民年金保険料の集金人制度が存在していたことが確認でき、申立期間当時においても集金による保険料の納付が行われていたものと考えられる。

さらに、国民年金手帳より納付日が確認できる昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付しており、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について申立人のみ未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は昭和49年4月から平成3年2月までの期間については付加保険料を納付しており、申立人の妻の国民年金保険料もすべて納付されていることから、夫婦の納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月から同年9月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月10日に、資格喪失日に係る記録を同年10月8日とし、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和41年3月から同年9月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年9月まで

私は、A株式会社には同社に勤務していたB氏の紹介で入社し、その時期にC氏も勤務していた。

職種はトラックの運転で、県内外に引っ越し等の荷物を運んでいた。間違いなく厚生年金保険に加入していたと思うので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社が保有している労働者名簿及び失業保険被保険者証の写しから、昭和41年3月10日から同年10月7日まで勤務をしていたことが確認できる。

また、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚等も厚生年金保険の加入記録が存在し、その同僚等の証言からも申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人の申立内容について同社に照会したところ、事務担当者から「失業保険被保険者証の写しが存在しており、労働者名簿に昭和41年3月10日雇入れ、同年10月7日退社と記載されていることから、同名簿に記載の期間は厚生年金保険に加入させていたはずである。」との回答が得られた。

加えて、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票と労働者名簿を突合した結果、1か月以上勤務している従業員はすべて厚生

年金保険に加入していることが確認できた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年3月10日から同年10月7日まで勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様にトラックによる荷物の運送を主に行っていたとする同僚のB氏やC氏に係る昭和40年10月の社会保険庁の記録から、2万円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届が提出された場合には、その後の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しなかったとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成7年6月21日、資格喪失日を同年9月1日とし、同年6月から同年8月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月21日から同年8月31日まで

私は、平成7年6月21日から同年8月31日まで株式会社Aに勤務しており、同年9月1日からは、同社の別の事業所で勤務していた。

私が申立期間において勤務していたことは事業所の給与台帳から確認できるはずであるので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与台帳の写しから、申立人は、株式会社Aに、平成7年6月21日から同年8月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、給与台帳の厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年6月から同年8月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和32年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年8月31日から34年9月1日まで

昭和24年にA株式会社に入社し、平成元年11月末の退職まで、途中転勤はあったものの退社したわけではなく継続して勤務していた。

申立書に添付した資料(退社時に会社からもらった「入社後の業務経歴」)のとおり、申立期間についてはA株式会社B工場に勤務していたことが確かであるため、この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した「入社後の業務経歴」、A株式会社からの回答書と同社での在籍を確認できる資料、健康保険組合の回答書と被保険者台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時にA株式会社B工場C所において、「申立人と一緒に同じ仕事をしていた。」と証言している同僚は厚生年金保険の記録に漏れが無く、同所の責任者は「申立人が正規の社員として勤務し、自分たちと同じように厚生年金保険料を控除されていたはずだ。」と証言している。

さらに、申立内容のとおり、申立人はA株式会社に昭和24年10月1日に入社し、平成元年12月1日に退職するまで継続して勤務していたことが確認でき、申立人の申立期間前後の標準報酬月額は同僚及び責任者と同じ程度であることから、申立人のみが厚生年金保険料を控除されていないとするのは不自然

である。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額は、昭和 32 年及び 33 年に A 株式会社の他の事業所から同社 B 工場に異動している 8 人について厚生年金保険の加入記録を調査したところ、7 人が異動前の標準報酬月額と同額であることから、同工場に異動前である昭和 32 年 8 月 31 日の資格喪失時における 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 8 月から 34 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年6月11日に厚生年金保険の資格を取得し、41年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和40年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から41年4月までは1万6,000円、同年5月から同年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

また、昭和41年9月から42年8月までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年8月まで

昭和38年10月から3年程度、A株式会社に勤務していたが、40年5月までしか、厚生年金保険の加入記録が無い。A株式会社を退職した後、42年10月に別の会社に就職するまで、2か月程度しか間が空いていなかったはずなので、同年8月頃の資格喪失でないとおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 昭和40年6月から41年8月までの期間について

申立期間について厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名が誤って記録されていることが判明し、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の記録が確認できた。

このことから、申立人は、昭和40年6月から41年8月までの期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められ、かつ事業主は、申立人が40年6月11日に厚生年金保険の資格を取得し、41年9月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、昭和40年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から41年4月までは1万6,000円、同年5月から同年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

2 昭和41年9月から42年8月までの期間について

申立人の当時の同僚によると「自分は昭和42年4月に同社を退職したが、申立人はそれより1年ほど前に退職した。」と証言しており、申立人が同年8月まで同社に在籍していたとする申立てと矛盾する。

また、A株式会社からは、申立当時の資料は残っていないとして、申立期間当時の証言を得ることはできなかった。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和41年9月から42年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和56年4月から同年7月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月18日から同年8月15日まで
昭和56年3月18日にA株式会社B支社に入社したが、厚生年金保険の加入記録は同年8月15日からになっていた。

勤務期間を通して社会保険料を控除されており、給与明細書も一部残っているため、申立期間の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、源泉徴収票、採用通知、入社要領及び雇用保険の資格記録から、申立人が申立期間においてA株式会社B支社に継続して勤務し、申立期間のうち、昭和56年4月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書に記載の厚生年金保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が当時の状況は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。以下同じ。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和29年10月30日に、同社D営業所における資格取得日を38年4月1日に訂正し、29年10月及び11月の標準報酬月額が7,000円、38年4月の標準報酬月額は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月30日から同年12月1日まで
② 昭和38年4月1日から同年5月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

勤務していたA株式会社について、①の期間は、D支店からC営業所、また、②の期間は、E営業所からF営業所への人事異動の時に厚生年金保険にそれぞれ未加入期間が発生している。厚生年金保険に継続して加入していたので、被保険者期間の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A株式会社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立期間①について、当時、申立人とC営業所に異動した同僚からも、申立人の申立内容を裏付ける証言があることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額について、A株式会社における申立人の賃金記録から、昭和29年10月及び11月は7,000円、38年4月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、厚生年金保険の適用は各営業所単位で行っており、関係営業所間における事務処理が適正でなかったことから発生したと思われる。」としており、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年10月分、同年11月分及び38年4月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月21日から35年9月20日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A株式会社のC出張所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、被保険者期間の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の社員カードから、同社に昭和34年4月21日に入社していることが確認でき、同社は、「入社日から正社員として雇用し、厚生年金保険に加入させていた。また、申立期間は、いわゆる試用期間でもない。」と回答している上、当時の複数の同僚から、申立人が申立期間中、同社に勤務していたとの証言を得ており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前職場の退職時の標準報酬月額及びA株式会社の同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「正社員として健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入する勤務形態であることから納付したと思われる。」と主張するが、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会にお

いても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から35年8月までの保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。以下同じ。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和30年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月25日から同年11月10日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

勤務していたA株式会社のD支店からC営業所への人事異動において、厚生年金保険に未加入期間が発生している。厚生年金保険に継続して加入していたので、被保険者期間の訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる上、当時の上司は、「申立期間、申立人が同社に勤務していた。」と証言しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社の厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時、厚生年金保険の適用は各営業所単位で行っており、関係営業所間における事務処理が適正でなかったことから発生したと思われる。」としており、事業主が資格取得日を誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和30年10月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月9日から29年12月31日まで
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。
A株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）のC工場を昭和29年12月31日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA株式会社を合併した事業所は、「当時の資料は残っておらず、脱退手当金への関与状況は不明である。」としているが、申立人は、当時、職員の社会保険関係の事務も担当しており、「業務で脱退手当金の手続をした覚えがない。」としている上、申立人の後任で、脱退手当金を受給している同僚は、「会社から脱退手当金の話を聞いたことは無く、申立人の申請手続を行った記憶も無い。また、私の場合は自分で申請した。」と証言しており、事業主による代理請求は考え難い。

また、申立人のA株式会社C工場に係る脱退手当金の法定支給額は12,392円であるが、社会保険庁のオンライン記録では、同支給額より147円多い12,539円となっており、しかも、オンライン記録の元となる社会保険業務センターの旧台帳には12,536円と記載されているなど、支給額に係る事務処理が適正に行われていないことが推認される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月18日から23年2月26日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）のC工場を昭和23年2月26日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C工場における厚生年金保険資格喪失日から脱退手当金の支給決定まで約14か月半を要している上、当時の同僚4名の脱退手当金の受給状況を見ても、受給者は1名で、しかも厚生年金保険資格喪失日の約16か月後に支給決定となっていることから、事業主による代理請求はうかがえない。

また、脱退手当金の法定支給額は555円であるが、社会保険庁のオンライン記録では、同支給額より156円多い711円と誤っている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年12月までの期間及び42年9月から44年4月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から40年12月まで
② 昭和42年9月から44年4月まで

私は、二十歳になってからA市の集金人の勧めで国民年金に加入した。保険料は、父親が家計を管理していたので、父親から母親に渡され、母親が集金人に毎月200円ずつ支払っていたと思う。

社会保険事務所の記録では、国民年金の最初の加入は昭和44年5月からとなっており、同年まで加入記録及び納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親は既に亡くなっており、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳から昭和44年5月22日に任意被保険者として国民年金に加入したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、かつ、長期にわたり国民年金保険料の収納事務が適正に処理されていなかったことも考え難い。

加えて、申立人は国民年金加入当初の国民年金保険料額を毎月200円と述べているが、当該保険料は昭和42年1月からの金額であり記憶が曖昧である。

このほか、申立人は申立期間①及び②の間に厚生年金保険の適用事業所に就職及び退職の記録があり、それに伴う国民年金の資格取得及び資格喪失等の手続について記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺情報を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成2年5月までの期間、同年8月及び3年3月から5年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成2年5月まで
② 平成2年8月
③ 平成3年3月から5年3月まで

自分でA町役場に行き、国民年金の加入手続をしたが、いつごろであったか、また、年金手帳の交付を受けたかどうかの記憶は無い。

昭和62年から10年間、毎年、A町役場で1年分の国民年金保険料を支払っており、領収書などは持っていないが、未納期間や免除期間になっているのは納得できない。

支払った国民年金保険料の還付を受けた記憶も無いので、支払っている平成2年8月は特に入念に調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については申立人自身がA町役場において行い、国民年金保険料の納付については、昭和62年4月からは、毎年度、同町役場において10年間にわたって毎年1年分を一括納付したとの主張であるが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは平成3年4月1日であり、この時点では、申立期間①のうちの大半は既に時効により納付できない期間である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人が、平成2年6月の国民年金保険料を4年7月30日付けで初めて納付し、その後、2年7月の国民年金保険料を4年8月18日に、2年9月から3年2月までの国民年金保険料を4年10月21日に納付しているが、同日に納付した2年5月及び2年8月の国民年金保険料は時効による過誤納金となり、4年12月2日付けで、重複納付さ

れた2年6月から3年2月までの保険料とともに申立人が所有するB銀行C支店の口座に還付されたことが確認できる。以上のことから、申立期間①のうち、平成元年3月から2年4月までは申立人が未納保険料の納付を開始する時点で時効であったと考えられ、同じく申立期間①のうちの2年5月及び申立期間②の同年8月は納付を行ったものの、納付日の時点で時効であったため保険料が還付となり、未納となったことがうかがえる。

さらに、申立人は、平成5年度から8年度までの期間、12年度及び13年度はそれぞれ各年度とも4月に一括納付しているものの、申立期間③の申請免除期間について、毎年度、免除申請を受理したA町保有の免除記録と社会保険庁のオンライン記録は、平成3年3月から5年3月までの3年度とも符合しており、不自然さは見られない。

加えて、いずれの申立期間についても他の市町村への転居が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年12月まで

私は、昭和47年3月末に会社を退職し、同年11月に結婚したが、夫はまじめな人なので私が退職後に国民年金に加入していなかったことから、すぐに国民年金の加入手続のためA区役所に行ってくれた。

初めは定額保険料を納付していたが途中から付加保険料の申込手続に同区役所に行った。

国民年金保険料は、区役所ではなく、郵便局かB銀行で納付したと思う。昔なので納付金額や納付時期などは覚えていないし、証拠となるものは何も残っていないが、国民年金保険料は昭和48年1月から納付していた記憶は間違いないと思うので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人からの聴取結果からも、国民年金保険料の納付場所、納付方法等に関する記憶が定かで無く、国民年金保険料の納付をうかがわせる事情を見いだすことができない。

また、申立期間については申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金任意加入対象者となり、昭和51年1月7日に初めて国民年金に任意加入していることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立人の国民年金の任意加入手続をした時期について、結婚直後の昭和47年11月から48年1月と述べており、申立人及びその夫から、当時、草色の国民年金手帳を所持していた覚えがあるとの発言もあったが、社会保険事務所が管理している国民年金手帳記号番号払出簿の47

年 11 月から 51 年 1 月までの期間に申立人の氏名を確認することができず、申立人が初めて国民年金の資格を取得した 51 年 1 月 7 日以前に国民年金の加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 48 年 3 月まで

昭和 43 年 2 月に私が二十歳になった際、母親が私の国民年金への加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付してきた。

平成 19 年 12 月に A 社会保険事務所で私の国民年金加入記録の照会をしたところ、申立期間の納付記録が無いと回答を受けた。

申立ての全期間にわたって私の納付記録が無いということには納得がいかない。

以前、集金人から付加年金への加入を勧められ、そちらに切り替えたことがあり、その際に誤って新規加入としての取扱いにされてしまったのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 62 か月の長期であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身が国民年金の加入手続及び申立期間当初の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の加入手続についての正確な記憶が無く、当時の具体的な状況が不明である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には資格取得日が自らの二十歳の誕生日の前日にあたる昭和 43 年 2 月 27 日と記載されており、申立人はその時点で国民年金に加入して国民年金保険料を納付しているはずであると申し立てているが、当該年金手帳の発行日は 48 年 5 月 4 日であり、申立人にはこの国民年金手帳とは別に、申立期間当時、その母親から国民年金手帳をもらった等の記憶は無いことから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行われ、

二十歳に遡^{そきゅう}及して適用を行っていたことが推認される。

加えて、国民年金加入手続を行ったとみられる時期において特例納付は実施されていなかったことから、申立期間の一部は時効により納付することはできない期間であった。

このほか、申立人には出生後、転居履歴も氏名の変更履歴も無く、他の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺情報を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 42 年 3 月までの期間、44 年 1 月から同年 3 月までの期間、46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月から 42 年 3 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 50 年ごろに A 市役所から国民年金保険料の督促状が届き、当時同居していた妹と叔母の未納期間分の国民年金保険料と併せて 3 人分の国民年金保険料を一括して同市役所に納付した。支払った金額は 3 人合わせて 30 万円以上だったと記憶している。その時、市役所の職員から「未納期間はもう無い。」という説明を受けたので、未納期間が存在するのは納得がいかない。

国民年金納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は「いつごろ納付手続を行ったか、よく覚えていない。」としており、申立てに係る国民年金保険料の納付時期に係る記憶は曖昧である。

さらに、申立内容から申立人は、第 2 回特例納付若しくは第 3 回特例納付をした可能性があるものの、納付金額について、第 2 回特例納付により納付したとすると 12 万 9,600 円、第 3 回特例納付により 3 人の保険料を納付したとすると 64 万 8,000 円となり、申立人が記憶している 30 万円以上という保険料額と大きく相違する。

加えて、申立人は市役所に納付したと申立てているが、特例納付は制度上、市役所で納付することはできず、申立人の主張は不合理であり、一方、申立人と申立人の母及び妹は昭和 52 年ごろに国民年金保険料を追納した記録があり、申立人はこれと錯誤している可能性がうかがえる。

これら事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から48年12月まで

私は、社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和40年1月から48年12月までの国民年金保険料の納付の確認ができなかった旨の回答を得た。

高等学校を卒業後、そば屋の修業を積みその後独立して店を構え、従業員も10人程度おり商売は繁盛していたので国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。国民年金保険料は、おばさんが家に集金に来ており、妻の分と二人分を納めていた。家計簿等の証拠になるものは処分したので手元に無いが、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間は108か月と長期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した期間及び国民年金保険料額に係る記憶が曖昧である上、A市B区は「当時は、国民健康保険料も嘱託の保険員が集金していた。」と証言しており、申立人が納付したと主張しているのは国民健康保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人は、申立人の妻と併せて二人分の国民年金保険料を申立人自身が納めていたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では申立人の妻も昭和41年6月から48年12月までの期間の国民年金保険料が未納となっている上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は51年11月ごろに払い出されており、当該番号が払い出された時点で申立期間は時効により納付ができない期間であることから、申立人の主張は不合理である。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、昭和

51年10月29日付けで申立人の不在被保険者としての取扱いが訂正された記載があることから、申立期間当時は保険料納付の案内等が無かったと考えられる上、申立人及びその妻の49年1月から51年3月までの国民年金保険料が過年度保険料として納付されており、申立期間当時から継続して集金人に納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和59年4月から63年3月まで

私の国民年金保険料については、昭和42年1月ごろからA市で町内の集金人に妻の国民年金保険料と共に毎月納付しており、申立期間の妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

昭和57年4月に住民票をA市からB町（現在は、C市）に移したが、実際はA市に住んでいて、私の国民年金保険料は引き続き集金人に納付しており、納付はA市で行っていたが住民票はB町にあったということで記録の管理が適切に行われていなかった可能性が考えられることから、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市の集金人に申立人の妻の国民年金保険料と併せて毎月納付していたと申し立てているが、C市が保管するB町の国民年金被保険者連名簿兼収納簿の記録において、申立人の昭和57年4月から同年12月までの期間及び昭和58年度の国民年金保険料がB町において納付されていること並びに申立人の57年4月から同年9月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、58年4月から同年8月まで期間及び同年9月から59年3月までの期間の国民年金保険料についてはそれぞれまとめて納付されていることが確認できることから、A市において

毎月納付していたとの申立ては不合理である。

さらに、申立人は昭和 57 年 4 月に A 市から B 町に転居し、60 年 12 月に同町から再度 A 市に転居しているが、A 市及び B 町の国民年金被保険者名簿において、57 年 4 月に A 市から B 町へ転居した記録はあるものの、60 年 12 月に同町から A 市へ転居した記録が無いことから、申立期間について、A 市において申立人の国民年金保険料の納付書は発行されていなかったことが推測され、申立人が A 市の集金人に申立人の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

加えて、申立人が申立期間の申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を納付したと記憶している A 市の集金人について、申立人の記憶は曖昧であり、そのほかに申立人の A 市における隣人も当該集金人の氏名等については記憶していないと証言していることから、当該集金人を特定することができない上、A 市は、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、国民年金保険料の納付組織はあったものの、集金人、収納方法等の詳細は不明であるとしていることから、申立期間当時の具体的な納付状況等を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和46年に美容院を開店し、妹と二人で頑張っていた。48年に妹が二十歳になり、国民年金に加入し納付を始めた後に、それまで国民年金に未加入だった私も加入手続をし、保険料の納付を始めた。

妹の国民年金保険料も私が納付しており、申立期間の国民年金保険料は、A社会保険事務所から送付された納付書で、納付組織のB婦人会に7,650円をまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録のページには、国民年金保険料を納付したことを示す検認印は無く、社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿及び申立人の前後の国民年金任意加入者の国民年金手帳記号番号の払出記録から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和49年9月中旬ごろであると推認され、申立期間については過年度保険料であり、納付組織に納付することは制度的に不可能である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A社会保険事務所から送付された納付書で婦人会に7,650円をまとめて納付した。」と主張しているが、申立人はA社会保険事務所から送付された申立期間の国民年金保険料に係る納付書を未使用のまま所持している。

加えて、当時の集金人として申立人の妹が記憶しているC氏から事情を聴

取したが、申立人の国民年金保険料の集金に関する記憶は曖昧^{あいまい}で、納付組織であった婦人会は既に解散しており、ほかに申立人の国民年金保険料の納付に関する具体的な証言を得られる者はいない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月までの期間、45 年 7 月から 46 年 8 月までの期間及び 52 年 9 月から 53 年 9 月までの期間についての国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 46 年 8 月まで
③ 昭和 52 年 9 月から 53 年 9 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

①及び②の期間は、私の母が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を自治会に納付していた。また、③の期間は、B 町役場で私自身が再加入手続を行い、保険料を同役場に持参していたので、未加入及び未納付となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人は住民票を昭和 43 年 4 月 10 日に当時在学していた短期大学の所在地である C 市に移動させており、A 市において国民年金の加入手続等はできない。申立期間②についても、A 市保管の地区別の国民年金被保険者補助簿に申立人の母の名前は掲載されているが、申立人の名前は確認できない上、申立人が自治会で申立人の母と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張している者は、「申立人の母が申立人の保険料まで納付していたか否かは分からない。」としており、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立期間③については、現在、申立人が所持している国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は、昭和 55 年 4 月 1 日と記載されており、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿にも 55 年 4 月 1 日の資格取得年月日が確認できることから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできず、申立人が毎月納付したとする主張は不自然である。

加えて、申立人は当時、B 町に居住して住所の変更も無く、別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 1 月 8 日まで

私は、昭和 39 年 7 月 1 日から A 株式会社 B 工場に勤務したが、53 年の年明けに同社から国の指導等による希望退職が募られた。

悩んだ末、期限ぎりぎりに退職手続をしたが、同社から詳しい説明は無く、自宅待機と言われ失業給付を受けていた。

その後、友人の紹介で昭和 54 年 1 月 8 日から C 有限会社にアルバイト契約で勤務し同年 2 月 24 日に退社し、同時期に社会保険事務所から厚生年金保険の第四種被保険者になる旨の通知が届いた。

C 有限会社にはアルバイト契約で勤務していたのだから、厚生年金保険の資格取得や資格喪失はあり得ず、厚生年金保険の第四種被保険者の取得手続も記憶が定かでない。

もし、厚生年金保険の第四種被保険者の資格取得手続をしたのであれば、A 株式会社 B 工場を退職後の昭和 53 年 4 月 1 日から認められないことは納得できない。申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者の手続を A 株式会社 B 工場が行っているはずであり、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時通院をしており、健康保険証が必要であったため組合管掌健康保険の任意継続に係る手続を行ったことは記憶している一方、厚生年金保険の第四種被保険者の資格取得手続についての記憶は曖昧であり、当該手続に係る具体的な状況が不明である。

また、A 株式会社 B 工場の申立人に係る厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届の控え（D 株式会社 E 工場で管理）によると、昭和 53 年 4 月 1 日の資

格喪失は確認できるが、第四種被保険者の資格取得手続に係る記録は確認できない。

さらに、申立人は同時期に退職し第四種被保険者の資格取得手続を行った同僚等について、氏名を覚えていないとしていることから申立てに係る周辺事情を見出すことができない。

このほか、申立人が申立期間について、第四種被保険者として厚生年金保険料を納付した事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として、厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年ごろから約1年
② 昭和30年から32年ごろまで約2年
③ 昭和37年から38年ごろまで約10か月
④ 昭和43年ごろから約6か月

申立期間①について、A株式会社の初代社長の世話で株式会社Bに入社し、同僚のC氏が事務員をしていて、健康保険記号は「D」と聞いている。

また、C氏の夫のE氏とは同じ現場であった。

申立期間②について、株式会社Fに勤務していた当時の社長はG氏で、同僚には上記のE氏がおり、厚生年金保険被保険者であったと聞いている。

申立期間③について、H水産（主船はI丸）で、機関員として10航海（1航海は40日）乗船した。

申立期間④について、J水産（K丸）で、機関員として2航海（1航海は45日から60日）乗船した。

以上の申立期間について加入記録が無いとの回答をもらったが、勤務していたことは間違いないので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

同僚E氏の証言から、申立人が申立期間において株式会社Bに勤務していたことは推認できる。E氏は、「申立人と同時期の昭和29年に同社に入社して同様の現場従業員（申立人の業務内容は肥料運搬で、同僚は機械操作）として勤務したが、しばらくは正規社員ではなく、厚生年金保険被保険者となったのは32年4月1日からで、その時に正規社員になったと思う。」と述べ

ており、同じく申立人の同僚として同社に勤務していた他の同僚は、「昭和 29 年 10 月に同社に入社し、当初から事務員として入社したので厚生年金保険被保険者の資格があったが、自分の業務は、当時 350 人程度いた現場従業員の出欠を確認する作業であったので、申立人が同社の従業員であったことは知っていたが、当時の社会保険担当者は既に亡くなっており、申立人が厚生年金保険被保険者であったか否かは定かで無い。」と述べている。

また、申立人が、申立人を同社に入社させたと述べている A 株式会社の元従業員は、既に亡くなっており、詳細は不明である。

さらに、社会保険事務所が所持している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳では、被保険者となっていた者の人数は、昭和 29 年 1 月から 32 年 1 月ごろは常時 30 人足らずであり、同台帳には申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、同一現場で勤務していた同僚も、入社から 2 年以上経過して厚生年金保険被保険者となっていることから、同社では、入社後一定の期間を経過した後に厚生年金保険被保険者の届出をしていたことがうかがえる。

加えて、当該事業所に照会したが、申立期間当時の関係書類は保存されておらず、当時の事業主も既に亡くなっており、同社における当時の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 申立期間②について

社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務したとしている株式会社 F が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 6 月 1 日であることが確認できる。同社の事業主が、それ以前に個人事業主として健康保険厚生年金保険適用事業所であった記録は無い。

また、申立人は、「同社においても、同僚であった E 氏とは同時期に勤務した。」と述べているが、E 氏及び妻の証言から、申立期間の昭和 30 年から 32 年ごろは申立期間①の株式会社 B に勤務し、32 年 4 月 1 日からは同社で厚生年金保険被保険者となっていることから、申立期間当時には、E 氏は株式会社 F には勤務していないことがうかがえる上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立人及び同僚の E 氏の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、当該事業所に照会したが、申立期間当時の関係書類は保存されておらず、当時の事業主及び次期事業主も既に亡くなっており、同社における当時の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 申立期間③について

申立人は、申立期間に係る船員手帳を紛失しており、乗船記録が確認できない上、申立当初には、有限会社 H が所有する I 丸に乗船したとの申立てであったが、申立期間に係る申立人の船員保険該当記録は確認できなかった。

また、その後の聴取で、乗船した船舶名はI丸ではなく、M丸であると述べているが、同船舶は同じN株式会社が所有する船舶であることが確認でき、申立人の船員保険記録にも、昭和42年1月18日から同年5月29日までN株式会社での記録があることから、申立人に確認したところ、申し立てているM丸に相違ないことが判明した。

さらに、申立人が初めて船員保険被保険者となったのは、O株式会社における昭和39年3月14日から42年1月6日の期間であり、その後、N株式会社が所有するM丸に乗船していたことが船員保険記録により確認できる。

4 申立期間④について

当初は、J株式会社が所有するK丸に乗船したとの申立てで、中国、四国及び九州地方並びに東京の船員保険記録に係る生年月日による記録確認を行ったが、該当の船舶所有者が確認できなかったところ、「漁協P」への照会回答でJに類似した名称の漁業者から情報が得られ、同社の担当者から、「当該船舶所有者は、Q氏が経営していたR株式会社で、同社が所有する複数の船舶がK丸であって、同氏の後継者がS市に事務所を置いていたが、その人も亡くなり、20年ほど前に廃業した。」との証言が得られた。同証言に基づいて調査したところ、当初は、個人事業者で船員保険の適用を開始していたが、昭和47年には、同事業をT地方法務局U支局において法人登記して、R株式会社とし、船員保険適用事業所名称変更により船員保険適用となった後、昭和60年4月19日に船員保険の適用事業所ではなくなっていることが判明した。

また、申立人の船員保険記録には、船舶所有者Qとして「昭和43年5月2日から同年6月16日まで」の記録があるが、申立人は、「当時は、1航海が45日から60日かかる漁を2航海しているから、Q所有のK丸での実際の船員保険記録が1か月であるのは納得できない。」と主張するものの、申立人のこの前後の船員保険記録は、V株式会社における昭和42年7月16日から43年4月13日まで、Q所有のK丸における43年5月2日から同年6月16日まで及びW株式会社における43年7月1日から52年3月8日までとなり、J株式会社が所有するK丸に乗船していたと主張する船舶は、上記のQ（後の、R株式会社）所有のK丸であったことで符合する。

一方、船員手帳には、昭和51年6月24日「受験下船」との記載があり、申立人は聴取の過程で、「機関長の資格を取るため、2、3年ほど陸に上がっていたが、その間にも、親会社のW株式会社が世話する他社の船舶に乗船し、K丸にも、船員保険の記録が無い52年3月から同年11月まで、又は54年9月から55年7月までの期間に乗船したかも知れない。」と述べているが、これらの期間については、申立人が所有する船員手帳には乗船記録は無い上、社会保険事務所が保管する当時のR株式会社に係る船舶所有者別被保険者名簿にも申立人の氏名は無く、被保険者証の整理番号に欠番もないことから、

申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 21 日から 38 年 9 月 1 日まで
昭和 37 年 3 月、Aに勤務し、同年 8 月から知人の紹介でB市の有限会社Cに入社した。同社では自動車整備（最初の2年は見習いで部品洗い等）をしていた。従業員は社長以下 10 人前後であったと記憶しているが、同社は 41 年ごろに倒産した。給与明細書等の勤務を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間において有限会社Cに勤務していたことは推認できる。元同僚に申立人の勤務状況等について照会したところ、「私は昭和 34 年 4 月に入社した。申立人とは一緒に勤務していたことはあるが、申立人が申立期間に勤務していたかどうかははっきりとは覚えていない。私は技術職だったので、申立人の保険料控除については分からない。」と述べており、同僚の厚生年金保険の資格取得は昭和 35 年 6 月からであることから、同社では入社後もしばらくの間は試用期間としての扱いがなされていたことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管する申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、同原票の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、改名前の名前による氏名検索によっても、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日まで
社会保険事務所で私の厚生年金保険の加入履歴を確認したところ、昭和 46 年 5 月 1 日から同年 5 月 31 日の記録が無かった。

A株式会社には、昭和 45 年 2 月 26 日に入社した。入社後しばらくたって、新会社としてB株式会社が立ち上がり、自分ひとりが出向した。辞令の日付はいつだったか定かではない。

B株式会社の厚生年金保険適用が昭和 46 年 6 月 1 日だったとしても、被保険者側としては親会社から子会社への出向であるのだから継続して健康保険と厚生年金保険に加入しているのが当然と考える。

厚生年金保険料を控除されていたと証明できる書類は所持していないが、ずっと保険料は給与から控除されていたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によりB株式会社に勤務していたことは推認できるが、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 46 年 6 月 1 日であるため、46 年 5 月分の厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A株式会社の健康保険被保険者名簿から、申立人を含む 4 人がB株式会社に異動している事実が確認でき、その後 4 人全員が昭和 46 年 5 月 1 日で資格を喪失していることから、同日以降同社で勤務し、保険料を控除されていたとは考え難い。

なお、申立人のA株式会社における雇用保険の離職年月日も昭和 46 年 4 月 30 日となっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

A株式会社で営業社員として勤務し、販売実績が多かったため正社員となったことを記憶している。厚生年金保険料を給与から控除されていたかは覚えていないが、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA株式会社は、平成3年9月に清算決了していることから、同社から申立人に係る人事記録や給与関係書類を確認することができない。

また、社会保険事務所保管の同社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無い上、申立期間当時の同社の幹部職員は既に他界しており、同原票から、申立期間に勤務していた被保険者を抽出し、連絡先が確認できた者に照会した結果でも、申立人が勤務していたことを裏付ける証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所保管の申立期間当時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿にも申立人の名前は無く、A株式会社で勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 26 日まで
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社を昭和 35 年 12 月 26 日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の加入期間は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算にも誤りは無い上、厚生年金保険資格喪失日から約2か月半後に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給事務の処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。